

# 学校法人 恵泉女学園 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

2025（令和7）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの2年間

## 2. 目標〈実施期間2025（令和7）年4月～〉

目標1 職場における女性活躍の場を堅持する

1. 管理監督者層に占める女性の割合を半数程度に維持する  
（管理監督者層に占める女性の割合(計画開始期)：約65%)

目標2 育児休業が取得しやすい職場風土を維持する

1. 女性の育児休業取得は高い割合で行えているためこれを継続する  
（女性の育児休業取得の現状：100%）

目標3 変形労働時間制が適用される教員に対し、繁忙期に一部業務の在宅勤務を可能とする運用を行う

1. 繁忙期にあってもワークライフバランスに配慮した業務運用を行う
2. 本計画期間は試行期間とし、適宜レビューし改善を図る

## 3. 本一般事業主行動計画の教職員および外部への周知方法

当法人ホームページにて掲載

2025（令和7）年4月1日

学校法人 恵泉女学園